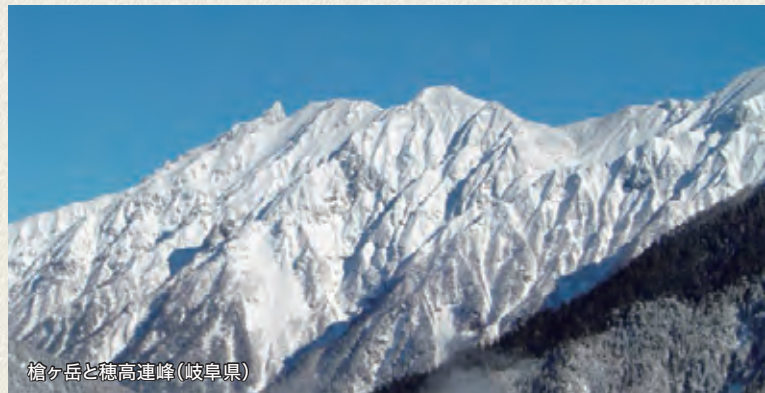


登山届は 必ず提出しましょう



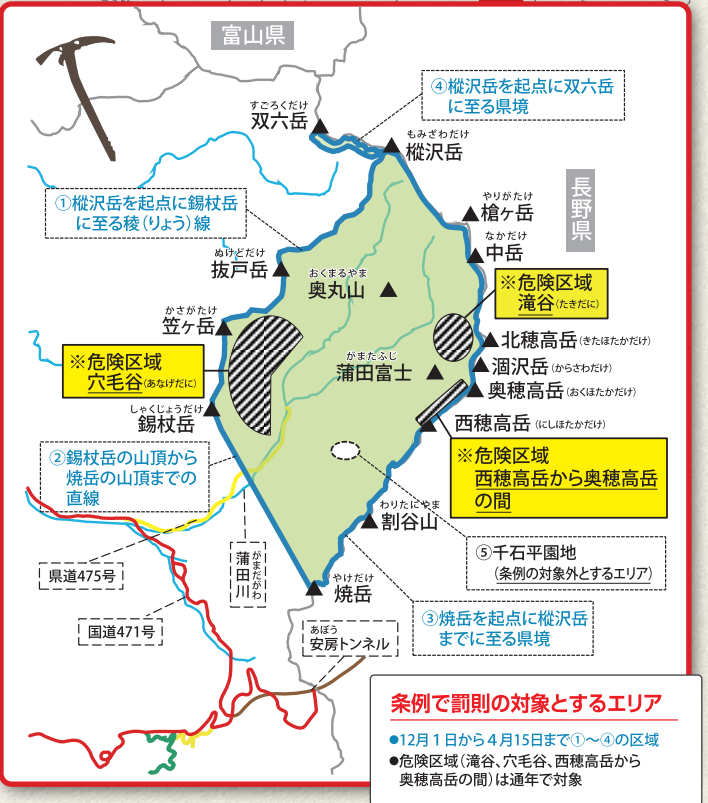
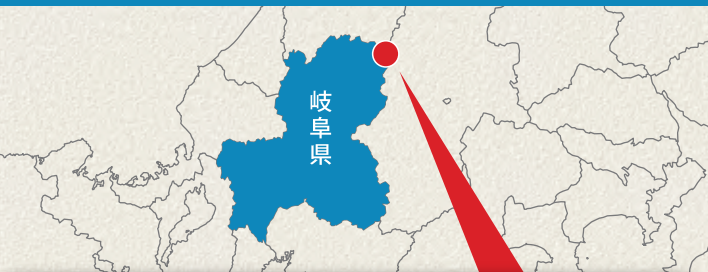
槍ヶ岳と穂高連峰(岐阜県)

平成26年12月1日から
北アルプス(岐阜県側)の
登山には、登山届の提出
が必要です。



岐阜県
岐阜県警

岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会



条例で罰則の対象とするエリア
●12月1日から4月15日まで①～④の区域
●危険区域(滝谷、穴毛谷、西穂高岳から
東穂高岳の間)は通年で対象

①計画の段階から遭難していませんか？

登山は経験や技術、体力などを把握・勘案し、余裕ある日程で計画を立てましょう。計画に無理があったり、装備が不十分な場合は、遭難につながってしまうことを肝に銘じてください。

②山岳保険に加入！

遭難などの有事を想定し、山岳保険に加入しましょう。

③登山届の作成、提出を！

登山届の作成は、安全登山の第一歩です。必ず作成、提出しましょう。

④日程・装備は充分ですか？

山は、天候が急変するものです。無理な行動は避け、余裕のある日程で、ヘルメット等、十分な装備を携行しましょう。

⑤単独登山は大きなリスク！

単独登山者の遭難は、行動できなくなった場合に救助要請できないなど、大きなリスクがあります。

⑥万全の体調で！

登山中に発病し、行動不能となり、救助を求めるケースが目立ちます。入山前には、体調管理を万全にして登山しましょう。

⑦リーダーの責任は極めて重大！

リーダーは、全員をまとめ、安全を最優先にした統率の取れた行動をさせる責任があります。リーダーはメンバーの命を預かっているのです。

⑧天候・気象判断は的確に！

天候・気象判断のミスは生命にかかわる遭難につながります。早めの天候判断が必要です。

⑨雪崩に注意！

雪崩多発地帯を事前に把握し、多発地帯には近づかないようにしましょう。また、雪崩による遭難時の救助の際に有効なビーコン(発信器)などを携行しましょう。

⑩火山性ガスに注意！

焼岳は今も活動を続ける火山です。噴気孔や噴気地帯の窪地はガスが溜まりやすく危険です。絶対に立ち入らないでください。

登山届は、
**あなたの命を
守るザイル**です。
必ず提出しましょう。



【問い合わせ先】

岐阜県防災課 TEL058-272-1125



Q なぜ条例ができたの？

A 近年の登山ブームにより、岐阜県内の山々への登山者も増加しましたが、技術・装備・知識不足の無謀な登山による遭難も増加し、平成25年の遭難件数は過去最高となりました。

これまでも、山岳遭難の防止のため、登山届の作成・提出の普及啓発に取り組んできましたが、遭難者のうち登山届を提出されていない方が多いことから、県内遭難事故の大半を占める「北アルプス地区」を対象に登山届の提出を義務付ける条例を制定しました。

Q 条例施行により何か変わるの？

A 「北アルプス地区(裏面を参照)」を登山する方は登山届の提出が必要となります。

登山届の提出方法は右欄をご覧ください。

Q 登山届を出さないとどうなるの？

A 5万円以下の過料が科せられますが、当面は猶予されます。(平成26年12月2日から2年以内に適用を判断します。)

しかしながら、登山届の作成を通して、あなたの体力・装備・経験に合った登山であるのかを事前に確認することができます。

“あなたの命を守る”ために必ず登山届を作成・提出しましょう。

登山届は“あなたの命を守るザイル”です

〈登山届の提出方法〉

●登山届ポストへの投函

〈対象エリア内の設置場所〉

- ・新穂高登山指導センター窓口
- ・新穂高ロープウェイ西穂高口駅構内
- ・西穂高口登山届出所
- ・左俣林道ゲート脇
- ・右俣林道起点
- ・笠ヶ岳登山口
- ・焼岳登山口駐車場



登山届ポスト
(右俣林道)

●オンラインによる届出

北ア遭対協



「コンパス」



※「コンパス」は(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システムです。

●下記機関への郵送、FAX、メール等

- ・岐阜県防災課
- ・岐阜県警察本部地域課
- ・高山警察署及び飛騨警察署並びに両署管内の交番・駐在所
- ・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会

〈登山届提出のメリット〉

- あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・装備・技術に合った登山が楽しめます。
- 万が一の遭難事故にも素早い対応が可能となります。

〈罰 則〉

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は、**5万円以下**の過料が科せられます。

※罰則の規定は、届出の状況等を勘案した上で、平成28年12月1日までに適用します。

登山届を提出したら・・・

- 登山届ポストへ投函された方
新穂高登山指導センター又は登山届ポストに備え付けの“届出済証”を持参して登りましょう。
- オンラインによる届出をされた方
システムから返信された画面を印刷又は保存の上、携帯して登りましょう。
- 郵送、FAX、メールで届出をされた方
登山届の写しを携帯して登りましょう。

